

## 緊急事態宣言を受けた栃木県内ハローワークにおける 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組について

### ○ 求人者の皆様へ

FAX や郵送、求人者マイページによる申込み、などによる手続きのご利用をお願いいたします。

### ○ 求職者の皆様へ

オンラインや郵送による求職申込み手続き、電話による職業相談・職業紹介をご利用いただけます。

**※ 雇用保険の受給手続きについては、ハローワークにお越しいただくことが必要です。**

### ○ 雇用保険を受給中の方へ

緊急事態宣言期間内（及び宣言解除後の最初の認定日まで）において、雇用保険を受給されている方の失業認定については、郵送にて行うことが可能です。

### ○ 職業訓練を受講中の方へ

原則として指定来所日に係る手続きを郵送により行います。

必要な書類、提出期限等、詳細は管轄ハローワークの職業訓練窓口へお問い合わせください。

ご不明なことは、ハローワークへお問い合わせください。

ハローワークは引き続き開庁しており、窓口での相談・手続きもご利用いただけますが、利用者の皆さまの健康と安全の確保及び感染症拡大防止のため、当面の間は、上記の手続き方法をご活用ください。